

## 第66号議案

### 平成29年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成29年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「256事業所」を「255事業所」に、同条第2号中「320,786,725m<sup>3</sup>」を「320,562,659m<sup>3</sup>」に、同条第3号中「878,868m<sup>3</sup>」を「878,254m<sup>3</sup>」に、同条第4号中「378,232千円」を「372,772千円」に、「1,304,565千円」を「1,134,806千円」に、「1,755,781千円」を「1,685,559千円」に、「262,965千円」を「189,673千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	13,539,055千円		2,314千円	13,541,369千円
第1項 営業収益	12,052,855千円		△ 39,472千円	12,013,383千円
第2項 営業外収益	1,482,435千円		△ 3,624千円	1,478,811千円
第3項 特別利益	3,765千円		45,410千円	49,175千円
		支	出	
第1款 事業費用	11,133,261千円		△ 462,899千円	10,670,362千円
第1項 営業費用	10,228,160千円		△ 458,267千円	9,769,893千円
第2項 営業外費用	894,601千円		△ 6,198千円	888,403千円
第3項 特別損失	500千円		1,566千円	2,066千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「6,683,040千円」を「6,165,829千円」に、「4,250,547千円」を「1,462,939千円」に、「1,949,157千円」を「－千円」に、「138,218千円」を「180,592千円」に、「及び建設改良積立金345,118千円」を「減債積立金3,749,803千円及び建設改良積立金772,495千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	2,135,077千円		129,755千円	2,264,832千円
第1項 国庫補助金	207,200千円		75,600千円	282,800千円
第2項 企業債	1,806,700千円		△ 63,700千円	1,743,000千円
第3項 負担金	90,980千円		117,764千円	208,744千円
第5項 固定資産売却代金	－千円		91千円	91千円
		支	出	
第1款 資本的支出	8,818,117千円		△ 387,456千円	8,430,661千円
第1項 建設改良費	3,701,543千円		△ 318,733千円	3,382,810千円
第2項 資産購入費	3,697千円		△ 482千円	3,215千円

第4項 補助金返還金	68,757千円	△	68,261千円	496千円
第5項 基金積立金	710,560千円		20千円	710,580千円
(企業債の補正)				

第5条 予算第6条中限度額「1,806,700千円」を「1,743,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「705,525千円」を「631,856千円」に、同条第2号中「295千円」を「155千円」に改める。

平成30年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦